

議案第 17 号
議決第 号

始良市ふるさと移住定住促進条例等の一部を改正する条例の件

始良市ふるさと移住定住促進条例等の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月16日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市ふるさと移住定住促進条例等の一部を改正する条例

（始良市ふるさと移住定住促進条例の一部改正）

第1条 始良市ふるさと移住定住促進条例（平成29年始良市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「平成29年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第4号中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第5号中「補助対象区域内転居定住者」を「補助対象地区内転居定住者」に改め、「給与住宅」の次に「（企業などが給与の一部として与える社宅や寮などをいう。以下同じ。）」を、「公営住宅」の次に「（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号中「（企業などが給与の一部として与える社宅や寮などをいう。）」及び「（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）」を削り、同条第8号中「事業者が販売を目的に建設した新築物件で、かつて居住の用に供された事実がないと市長が認める」を「建築工事の完了の日から起算して3年を経過しない住宅で、人の居住の用に供したことのない」に改め、同条第9号中「かつて居住の用に供された事実があると市長が認める物件」を「建築工事の完了の日から起算して3年を経過した住宅又は人の居住の用に供されたことのある住宅」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の2号を加える。

- (10) 承継 2親等以内の関係にある親族から中古住宅を相続し、又は贈与を受けることをいう。
- (11) 市内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項

に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者で、法人にあっては市内に本店、支店等の活動拠点を有し、個人にあっては市内に主たる事業所を有する者をいう。

第3条第1号中「若しくは購入」を「若しくは購入（2親等以内の関係にある親族が所有する住宅の購入を除く。以下同じ。）」に、「国庫補助金等」を「補助金等」に改め、同条第2号中「前号」を「第1号」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 基準日以後に自己が居住する目的で購入し、又は承継した中古住宅を増改築した転入定住者、転居定住者又は補助対象地区内転居定住者の世帯責任者で、前号アからエまでのいずれにも該当する者。ただし、承継した中古住宅を規則で定める補助金等により、増改築した者を除く。

第6条第1項中「規則で定める始良市ふるさと移住定住促進審査会（以下「審査会」という。）に諮り」を「速やかにその内容を審査の上、次に掲げる場合を除き、当該申請を行った者に対し」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 申請に偽りその他不正があった場合
- (3) 申請時に既に転出していた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認める場合

第7条第3号ただし書中「中古住宅」の次に「若しくは承継した中古住宅」を加える。

別表第2住宅等取得補助金の部交付区分の欄中「築後3年未満の」及び「築後3年以上の建売住宅又は」を削り、同表子ども補助金の部交付区分の欄中「補助対象区域内転居定住者」を「補助対象地区内転居定住者」に改め、同表住宅増改築等補助金の部を次のように改める。

住宅増改築等補助金	基準日以後に当該補助金に係る補助対象地区内の中古住宅を購入し、その住宅を1年以内に市内建設業者に発注し、当該市内建設業者が増改築工事をした場合（家財道具等の撤去費を含む。）	増改築等に要した経費（50万円以上に限る。）の2分の1	(1) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳以下の場合 100万円 (2) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳を超え満65歳未満の場合 50万円
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

	<p>基準日以後に当該補助金に係る補助対象地区内の中古住宅を承継し、その住宅を1年以内に市内建設業者に発注し、当該市内建設業者が増改築工事をした場合（家財道具等の撤去費を含む。）</p>	<p>増改築等に要した経費（30万円以上に限る。）の2分の1</p>	<p>(1) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳以下の場合 100万円 (2) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳を超え満65歳未満の場合 50万円</p>
	<p>基準日以後に当該補助金に係る補助対象地区内の住宅を賃借し、その住宅を1年以内に借主が市内建設業者に発注し、当該市内建設業者が増改築工事をした場合（家財道具等の撤去費を含む。）</p>	<p>増改築等に要した経費（30万円以上に限る。）の2分の1</p>	<p>50万円</p>

別表第2家賃補助金の部限度額の欄を次のように改める。

1月当たり1万円を上限とし、交付決定月を含め、最長24か月分を限度とする。

（始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 始良市ふるさと移住定住促進条例一部を改正する条例（令和2年始良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「補助対象区域内転居定住者」を「補助対象地区内転居定住者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の始良市ふるさと移住定住促進条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、施行日の前日までに住宅等取得補助金、子ども補助金、住宅増改築等補助金、家賃補助金又は引越費用補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の始良市ふるさと移住定住促進条例（以下

「改正後の条例」という。) 第2条第3号に規定する基準日にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、改正前の条例第2条第1号に規定する補助対象地区に本市以外の市区町村から転入又は本市内から転居し、現に住民基本台帳に記録され、生活の拠点がある者であって、改正後の条例第3条第1号アからエまでのいずれの要件にも該当する者は、同条に規定する補助対象者とみなす。